

# パインブリッジ・イレブンプラス<毎月決算型>

追加型投信／内外／資産複合

## 愛称：イレブンプラス

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書（交付目論見書）です。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券(資産複合 資産配分変更型(株式、 債券、不動産投信)))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	あり (適宜ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ【<https://www.toushin.or.jp>】をご参照ください。

●この目論見書により行う「パインブリッジ・イレブンプラス<毎月決算型>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年12月19日に関東財務局長に提出しており、2022年12月20日にその届出の効力が生じております。

●本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は請求目論見書に添付されております。

●当ファンドは、商品内容の重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認します。

●当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

**委託会社** パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
(ファンドの運用の指図を行います。)

- 金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第307号
- 設立年月日：1986年11月17日
- 資本金：1,000百万円
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：458,899百万円 (2023年4月末現在)

**照会先**

[電話番号] 03-5208-5858(営業日の9:00~17:00)  
[ホームページ] <https://www.pinebridge.co.jp/>

**受託会社** 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

# 1.

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

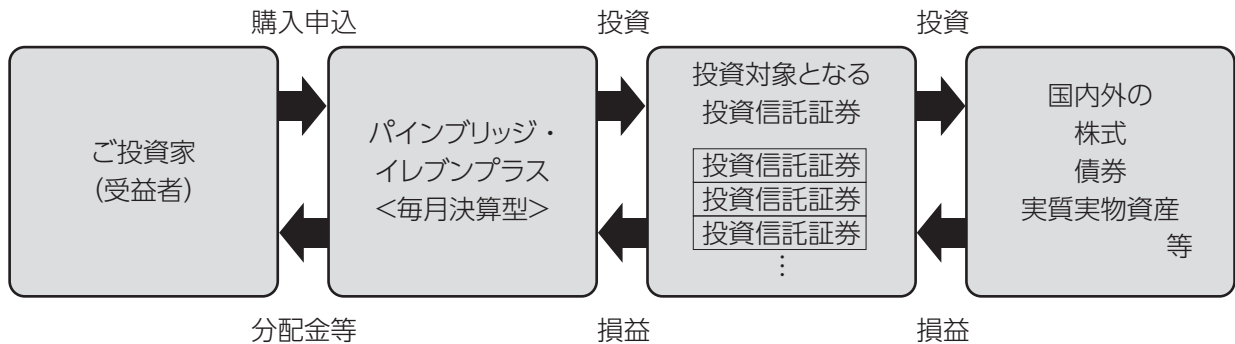
有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

1 主として、株式・債券・実質実物資産等を実質的な投資対象とする投資信託証券に分散投資を行います。

※実質実物資産とは、株式、債券などの伝統的資産とは異なるリスク・リターン特性を持つ不動産や商品などの資産をいいます。

●当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



2

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、委託会社が選択した11銘柄以上の投資信託証券に分散投資を行います。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行います。

※指定投資信託証券については後記の追加的記載事項をご覧ください。

3

指定投資信託証券は、委託会社が属する資産運用グループ「PineBridge Investments」が運用する実績のあるファンドを中心に委託会社が選択します。なお、指定投資信託証券については適宜見直しを行います。

●「PineBridge Investments」は、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

4

実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、為替動向により急激な円高が見込まれる場合には、対円での為替ヘッジを行うこともあります。

5

毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。また、3・6・9・12月の各20日には、利子・配当等収益に加えて、値上り益（キャピタルゲイン）がある場合には、売買益等からも分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

## 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。(マザーファンド受益証券または投資信託証券への投資を通じた株式への実質投資割合には、制限を設けません。)
- 同一銘柄の投資信託証券(約款または規約等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されていないもの。)への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。
- 外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

### <当ファンドの運用担当者に係る事項>

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 ポートフォリオ・マネジメント部  
運用担当者：2名、平均運用経験年数：21年（2023年4月末現在）

## 追加的記載事項

### <投資対象となるファンド（指定投資信託証券）の概要>

※ 2023年4月末現在、委託会社が知りうる情報等を基にした指定投資信託証券の概要です。

#### ・国内籍投資信託証券

- 日本株式マザーファンド  
実質的な主要投資対象：日本の株式  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
- 外国株式マザーファンド  
実質的な主要投資対象：日本を除く世界各国の株式  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー  
パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- 日本債券マザーファンド  
実質的な主要投資対象：日本の債券  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
- パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド  
実質的な主要投資対象：日本の貸付債権担保住宅金融支援機構債  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
- 外国債券マザーファンド  
実質的な主要投資対象：日本を除く世界各国の債券  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- パインブリッジ先進国債券マザーファンド  
実質的な主要投資対象：先進国の債券  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
- パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI  
実質的な主要投資対象：新成長国の債券  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- パインブリッジ新成長国債券マザーファンドII  
実質的な主要投資対象：新成長国の債券  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- パインブリッジ米国REITマザーファンド  
実質的な主要投資対象：米国の不動産投資信託証券  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
投資顧問会社：センタースクエア・インベストメント・マネジ  
メント・エルエルシー
- パインブリッジ・コモディティマザーファンド  
実質的な主要投資対象：ブルームバーク商品指数の騰落率に  
償還価格等が連動する米国ドル建ての債券（商品指数連  
動債）  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

- パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド  
実質的な主要投資対象：日本を含む世界各国のテクノロジー・インフラに関連するREITおよび株式  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社  
投資顧問会社：センタースクエア・インベストメント・マネジ  
メント・エルエルシー
- VAコモディティマザーファンド  
実質的な主要投資対象：ブルームバーク商品指数の騰落率に  
償還価格等が連動する米国ドル建てのユーロ債券（商品指  
数連動債）  
委託会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

#### ・外国籍投資信託証券

- パインブリッジ・ジャパン・エクイティ・ファンド  
実質的な主要投資対象：日本の株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・  
リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・  
リミテッド  
副投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
- パインブリッジ・ジャパン・スモール・キャップ・エクイティ・  
ファンド  
実質的な主要投資対象：日本の中小型株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・  
リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
- パインブリッジUSリサーチ・エンハンスト・コア・エクイティ・  
ファンド  
実質的な主要投資対象：米国の株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・  
リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー  
パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- パインブリッジUSラージ・キャップ・リサーチ・エンハンスト・  
ファンド  
実質的な主要投資対象：米国の大型株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・  
リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー  
パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド

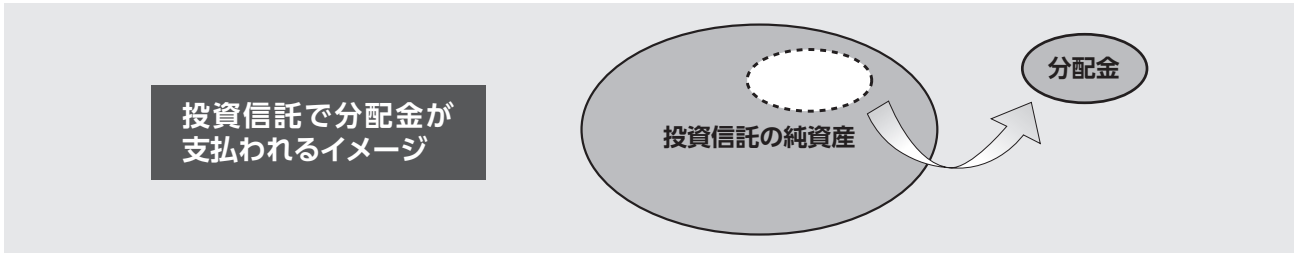
- **パインブリッジ・ヨーロッパ・リサーチ・エンハンスト・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：欧州の株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド  
パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
- **パインブリッジ・ヨーロッパ・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：欧州の中小型株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド  
パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
- **パインブリッジ・エマージング・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：エマージング・ヨーロッパの株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー  
パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- **パインブリッジ・アジア・エックス・ジャパン・スモール・キャップ・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：アジア・オセアニアの中小型株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド
- **パインブリッジ・アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：アジアの株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド
- **パインブリッジ・グレーター・チャイナ・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：中国の株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド
- **パインブリッジ・チャイナ A シェア・クオンツ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：中国の株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド
- **パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：インドの株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド
- **パインブリッジ・ラテンアメリカ・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：ラテンアメリカの株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
- **パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・フォーカス・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：新成長国の株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
- **パインブリッジ・グローバル・フォーカス・エクイティ・ファンド**  
実質的な主要投資対象：世界の株式  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー  
パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- **パインブリッジ・グローバル・ボンド・ファンド**  
実質的な主要投資対象：世界の債券  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド  
パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
- **パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット SDG コーポレート・ボンド・ファンド**  
実質的な主要投資対象：新成長国の社債券  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド  
パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー
- **パインブリッジ USD インベストメント・グレード・クレジット・ファンド**  
実質的な主要投資対象：米国ドル建ての債券  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー  
パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- **パインブリッジ・アジア・パシフィック・インベストメント・グレード・ボンド・ファンド**  
実質的な主要投資対象：アジアの債券  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド  
パインブリッジ・インベストメンツ・シンガポール・リミテッド
- **パインブリッジ USD ハイイールド・ボンド・ファンド**  
実質的な主要投資対象：米国ドル建てのハイイールド債券  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー  
パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド
- **パインブリッジ・アジア・ハイイールド・トータルリターン・ボンド・ファンド**  
実質的な主要投資対象：アジアのハイイールド債券  
管理会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アイルランド・リミテッド  
投資顧問会社：パインブリッジ・インベストメンツ・アジア・リミテッド

### <繰上償還について>

当ファンドは繰上償還を行うための手続きを行っており、2023年8月31日付で繰上償還を行う予定です。ただし、異議を申立てた受益者の受益権口数が、基準日（2023年6月21日）の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、繰上償還は行いません。

## 収益分配金に関する留意事項

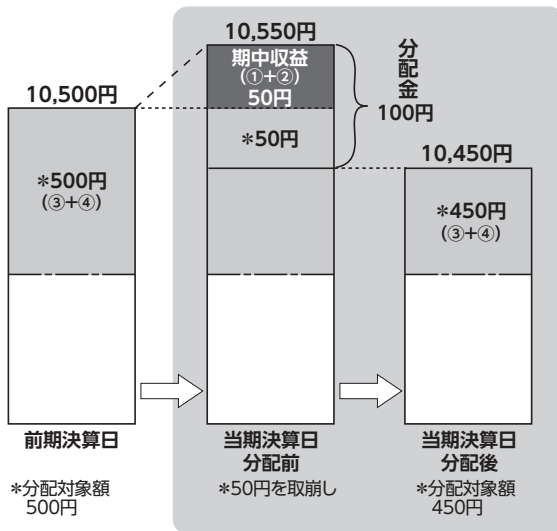
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



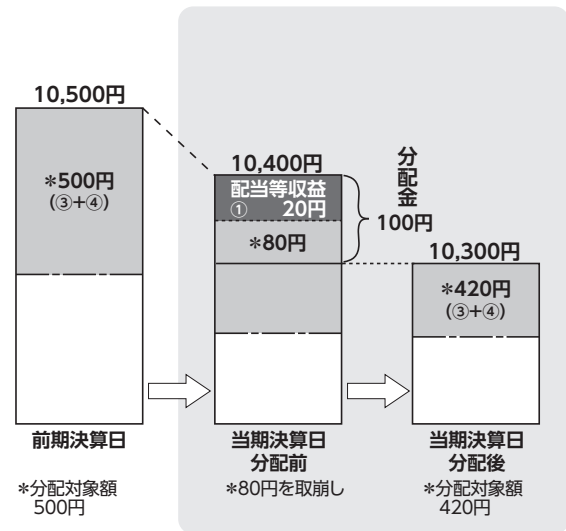
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

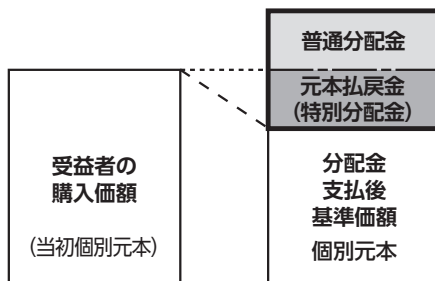


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

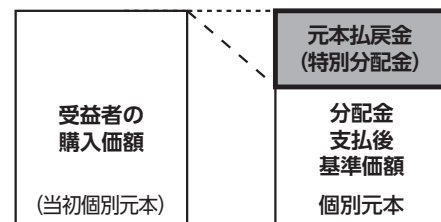
- 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## 2.

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

当ファンドは、実質的に値動きのある有価証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドが有する主なリスク要因は以下の通りです。

価格変動リスク	一般に有価証券の価格は、経済・社会情勢、企業業績、発行体の信用状況、経営・財務状況、市場の需給等の影響を受け変動します。組入証券の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給等により変動します。一般に、円高は基準価額の下落要因となります。
信用リスク	発行体や取引先の倒産や財務状況の悪化、債務不履行等の影響を受け、有価証券の価格は大きく下落します。
金利変動リスク	債券の価格は金利変動の影響を受けます。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落します。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引先に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。特に、新成長国への投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が組入銘柄の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。
流動性リスク	組入有価証券を売買する場合に、需給状況等により希望する時期および価格で売買できないことがあります。
資産配分リスク	当ファンドは、投資対象資産の組入比率に制限を設けずに機動的に変更します。固定比率で投資する場合と比較して、組入比率の機動的な変更は当ファンドの収益性を高める場合がある一方、収益率の低い資産への配分が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への配分が比較的小さい場合、収益性を悪化させる場合もあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

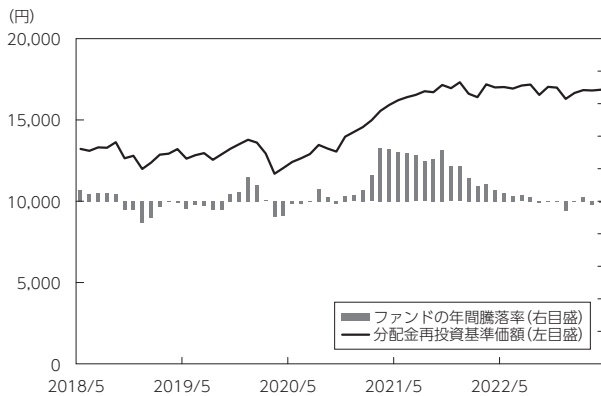
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約の発生や市場環境の急変等により組入資産の流動性が低下し、基準価額が下落することや、換金の申込みの受付停止や換金代金の支払遅延の可能性があります。
- 組入投資信託証券において、他のファンドによる追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 外国投資信託証券に投資する場合、外国投資信託証券と当ファンドの基準価額の算出タイミングに時差がある場合があります。
- 組入投資信託証券の基準価額の算出遅延・停止、繰上償還等が当ファンドの基準価額、購入・換金等に影響を及ぼす場合があります。
- 将来、新たな資産を投資対象とする場合があり、新たなリスクが生じる可能性があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

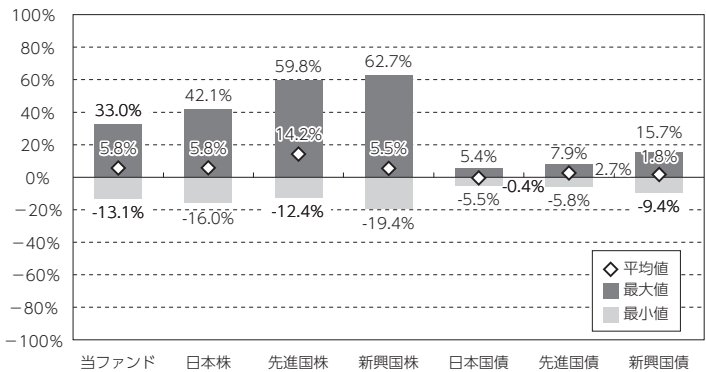
- 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
- 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。内部統制委員会等が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

## 参考情報

### <年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移>



### <代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2018年5月～2023年4月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は税引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

#### ●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数（TOPIX）配当込みは、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、J P Xが有しています。

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）は、MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

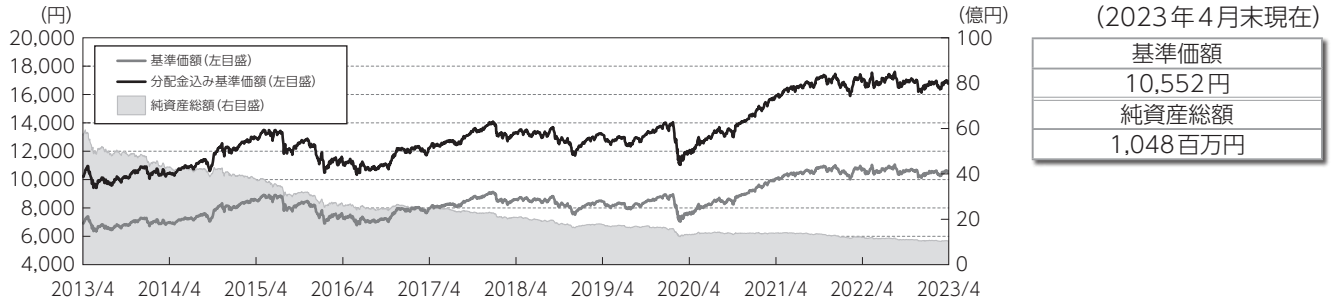
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

### 3.

## 運用実績

#### 基準価額・純資産の推移

(過去10年間/2013年4月末~2023年4月末)



※上記の分配金込み基準価額は過去に支払った分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

#### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2023年 4月	5円	2022年 10月	5円	直近1年間累計	60円
2023年 3月	5円	2022年 9月	5円	設定来累計	3,580円
2023年 2月	5円	2022年 8月	5円		
2023年 1月	5円	2022年 7月	5円		
2022年 12月	5円	2022年 6月	5円		
2022年 11月	5円	2022年 5月	5円		

#### 主要な資産の状況

(2023年4月末現在)

外国債券マザーファンド	28.28%
日本債券マザーファンド	14.57%
パインブリッジ・グレーター・チャイナ・エクイティ・ファンド	11.49%
VAコモディティマザーファンド	8.33%
パインブリッジ・グローバル・フォーカス・エクイティ・ファンド	8.00%
パインブリッジUSラージ・キャップ・リサーチ・エンハンスト・ファンド	5.01%
パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンド	4.93%
パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・フォーカス・エクイティ・ファンド	3.94%
パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンド	3.13%
パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンド	3.03%
パインブリッジ・ヨーロッパ・リサーチ・エンハンスト・エクイティ・ファンド	2.28%
パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI	1.01%
パインブリッジ新成長国債券マザーファンドII	1.00%
キャッシュ等	4.99%

#### ● 外国債券マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン (%)	償還日	投資比率 (%)
アメリカ	US TREASURY N/B	2.250	2025/11/15	3.60
アメリカ	US TREASURY N/B	2.125	2025/5/15	2.92
フランス	FRANCE GOVERNMENT	3.500	2026/4/25	2.61
アメリカ	US TREASURY N/B	2.000	2025/2/15	2.58
アメリカ	US TREASURY N/B	1.625	2029/8/15	2.55

※投資比率は当該ファンドの純資産総額に対する比率です。(以下同じ)

#### ● 日本債券マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン (%)	償還日	投資比率 (%)
日本	パインブリッジ・ジャパンMBSファンド (適格機関投資家向け)	—	—	4.51
日本	第149回利付国債 (5年)	0.005	2026/9/20	2.90
日本	第357回利付国債 (10年)	0.100	2029/12/20	2.88
日本	第359回利付国債 (10年)	0.100	2030/6/20	2.87
日本	平成27年度第4回京都市公募公債	0.486	2025/10/17	2.34



● パインブリッジ・グレーター・チャイナ・エクイティ・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率 (%)
台湾	Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited	情報技術	8.0
中国	Tencent Holdings Ltd.	コミュニケーション・サービス	7.6
中国	Alibaba Group Holding Limited	一般消費財・サービス	7.0
中国	China Construction Bank Corporation	金融	4.4
中国	Zhuzhou CRRC Times Electric Co., Ltd.	資本金・サービス	3.8

● VAコモディティマザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン (%)	償還日	投資比率 (%)
ルクセンブルク	SG	0.0	2023/9/29	51.33
イギリス	UBS	0.0	2023/6/20	47.16

● パインブリッジ・グローバル・フォーカス・エクイティ・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率 (%)
アメリカ	Alphabet Inc.	コミュニケーション・サービス	4.3
アメリカ	Microsoft Corporation	情報技術	3.7
アメリカ	Walmart Inc.	生活必需品	3.5
アメリカ	NVIDIA Corporation	情報技術	3.4
アメリカ	State Street Corporation	金融	3.4

● パインブリッジUSラージ・キャップ・リサーチ・エンハンスト・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率 (%)
アメリカ	Apple Inc.	情報技術	8.2
アメリカ	Microsoft Corporation	情報技術	5.5
アメリカ	Alphabet Inc.	コミュニケーション・サービス	4.2
アメリカ	Exxon Mobil Corporation	エネルギー	2.4
アメリカ	UnitedHealth Group Incorporated	ヘルスケア	2.3

● パインブリッジ・グローバル・テクノロジー・インフラ・マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	投資比率 (%)
アメリカ	PROLOGIS INC	9.10
アメリカ	EQUINIX INC	8.49
アメリカ	DIGITAL REALTY TRUST INC	7.59
アメリカ	AMERICAN TOWER CORP	6.21
アメリカ	SBA COMMUNICATIONS CORP	6.00

● パインブリッジ・グローバル・エマージング・マーケット・フォーカス・エクイティ・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率 (%)
台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING COMPANY LIMITED	情報技術	7.2
中国	TENCENT HOLDINGS LTD.	コミュニケーション・サービス	4.7
中国	YUM CHINA HOLDINGS, INC.	一般消費財・サービス	4.1
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	情報技術	4.0
韓国	DOOSAN BOBCAT, INC.	資本金・サービス	4.7

● パインブリッジ・インド・エクイティ・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率 (%)
インド	HDFC Bank Limited	金融	9.7
インド	Shree Cement Limited	素材	7.6
インド	Bank of Baroda	金融	6.6
インド	Infosys Limited	情報技術	5.5
インド	ICICI Bank Limited	金融	5.1

● パインブリッジ日本住宅金融支援機構債マザーファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン (%)	償還日	投資比率 (%)
日本	第89回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.95	2049/10/10	10.24
日本	第90回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.87	2049/11/10	6.73
日本	第87回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.96	2049/8/10	5.56
日本	第129回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	0.46	2053/2/10	5.16
日本	第86回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	1.00	2049/7/10	5.08

● パインブリッジ・ヨーロッパ・リサーチ・エンハンスト・エクイティ・ファンドの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率 (%)
デンマーク	Novo Nordisk A/S	ヘルスケア	3.6
オランダ	ASML Holding NV	情報技術	3.1
スイス	Novartis AG	ヘルスケア	3.1
イギリス	Shell plc	エネルギー	2.8
スイス	Nestle S.A.	生活必需品	2.4

● パインブリッジ新成長国債券マザーファンドIの主要な資産の状況

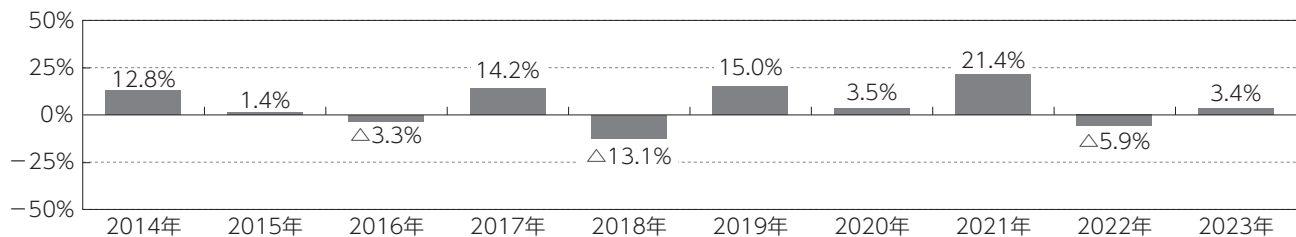
国名	銘柄名	クーポン (%)	償還日	投資比率 (%)
ドミニカ共和国	REPUBLIC OF DOMINICAN	5.500	2029/2/22	3.18
コロンビア	REPUBLIC OF COLOMBIA	4.500	2029/3/15	2.89
アンゴラ共和国	REPUBLIC OF ANGOLA	8.750	2032/4/14	2.79
メキシコ	UNITED MEXICAN STATES	6.338	2053/5/4	2.72
ドミニカ共和国	REPUBLIC OF DOMINICAN	5.875	2060/1/30	2.54

● パインブリッジ新成長国債券マザーファンドIIの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン (%)	償還日	投資比率 (%)
中国	CHINA DEVELOPMENT BANK	3.230	2025/1/10	4.98
メキシコ	MEXICAN BONOS DESARR FIX	10.000	2036/11/20	3.69
ブラジル	REPUBLIC OF BRAZIL	10.000	2029/1/1	3.47
メキシコ	MEX BONOS DESARR FIX RT	8.500	2029/5/31	3.24
ハンガリー	HUNGARY GOVERNMENT BOND	6.000	2023/11/24	3.23

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2023年は年初から4月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

前記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。  
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 4.

## 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%の信託財産留保額を控除した額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク、ロンドン、ダブリンいずれかの銀行休業日と同日の場合
申込締切時間	原則として午後3時まで
購入の申込期間	2022年12月20日（火）から2023年12月19日（火）まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ただし、繰上償還が決定した場合、申込期間は「2023年8月29日（火）まで」となります。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で購入の申込を受付けない場合があります。 委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに受付けた購入・換金を取消すことができます。
信託期間	無期限（信託設定日：2006年9月28日（木）） ※繰上償還が決定した場合、信託期間は「2023年8月31日（木）まで」となります。
繰上償還	この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは一部解約により受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	原則として、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	6ヵ月毎（3月、9月）及び償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.3% (税抜3.0%)</b> の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。	
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に <b>年1.375% (税抜年1.25%)</b> の率を乗じて得た額とし、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払います。なお、外国籍投資信託証券やマザーファンド以外の国内籍投資信託証券には別途運用管理費用等がかかりますが、運用管理費用のかからないマザーファンドに投資を行うことや、運用管理費用の低い外国籍投資信託証券や国内籍投資信託証券に投資を行うこと等で、原則として運用管理費用の実質的な負担(概算値)が年1.875%程度を上回らないようにいたします。ただし、この値は実質的な運用管理費用の目安であり、実際の組入状況等によって変動します。	
	<運用管理費用の内訳>	
	各販売会社の純資産残高	25億円以下の部分 25億円超の部分
	当ファンドの運用管理費用	1.375% (税抜1.25%) 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.5335% (税抜0.485%) 0.4785% (税抜0.435%) 委託した資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価
	販売会社	0.77% (税抜0.7%) 0.825% (税抜0.75%) 交付運用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	0.0715% (税抜0.065%) 0.0715% (税抜0.065%) 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象投資信託の運用管理費用等	0.5%未満	
実質的な負担(概算値)	<b>1.875%程度</b>	
※投資対象投資信託の運用管理費用等は、原則として2012年12月20日付約款変更前の基本資産配分に基づく水準を上回らないように運営されます。なお、この水準にはその後の消費増税分が加算されます。 ※委託会社の受取る報酬には、当ファンドの監査費用等が含まれます。		
その他の費用・手数料	当ファンドにおける有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の保管費用等について、保有期間中に信託財産よりご負担いただきます。 ※その他の費用・手数料は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要する費用	

※ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## 税 金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税及び地方税	〈配当所得として課税〉 普通分配金に対して 20.315%
換金時及び償還時	所得税及び地方税	〈譲渡所得として課税〉 差益（譲渡益）に対して 20.315%

- ・上記税率は2023年4月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





